

給実甲第1355号

令和7年4月1日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第609号の一部改正について（通知）

給実甲第609号（俸給の調整額の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則別表第1第1号の4関係	規則別表第1第1号の4関係
1 （略）	1 （略）
2 「教育及び指導に直接従事することを常例とする職員」とは、児童自立支援専門員の資格を有し、学習指導及び職業指導を行うことを常例とする職員並びに <u>栄養士、管理栄養士</u> 又は調理師の資格を有し、調理実習の	2 「教育及び指導に直接従事することを常例とする職員」とは、児童自立支援専門員の資格を有し、学習指導及び職業指導を行うことを常例とする職員並びに <u>栄養士</u> 又は調理師の資格を有し、調理実習の指導を行うこ

指導を行うことを常例とする職員をいう。	とを常例とする職員をいう。
3 (略)	3 (略)

以 上